

議案第25号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の98の項中「の許可」の次に「（98の2の項及び98の3の項に掲げる特例許可を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

98の2 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき 87,000円	許可申請のとき。
98の3 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき 92,000円	許可申請のとき。

別表第1の100の2の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の101の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の109の2の3の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の109の3の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の109の4の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の122の2の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表の122の3の項中「第86

条の 8 第 3 項」の次に「（同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の 1 2 2 の 4 の項を同表の 1 2 2 の 6 の項とし、同表の 1 2 2 の 3 の項の次に次のように加える。

1 2 2 の 4 建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1 件につき 1 0 8, 0 0 0 円	許可申請のとき。
1 2 2 の 5 建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1 件につき 1 9 5, 0 0 0 円	許可申請のとき。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料等を定める等の必要がある。